※　この運営規程は参考例です。各事業所の状況に合わせて適宜変更してご利用ください。　　で囲んだ部分については必ず各事業所用に修正又は削除が必要です。

（多機能型事業所の場合の参考例）

△△作業所運営規程（案）

（事業の目的）

第１条　この規程は、特定非営利活動法人○○会が設置する△△作業所（以下、「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年１１月７日法律第１２３号。以下「法」という。）第２８条第１項に規定する生活介護等の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、障害福祉サービス（法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の円滑な運営管理を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

３　事業所は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

４　前３項のほか、川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第３８号）及び川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成２５年規則第２６号）（第５条第１項において「条例等」という。）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　（主たる）事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　⑴　名　称　△△作業所

　⑵　所在地　埼玉県○○市○○町○○○番地

２　従たる事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　△△第２作業所

（２）所在地　埼玉県○○市○○町×××番地

　※従たる事業所がある場合

（実施する障害福祉サービスの種類及び定員）

第４条　（主たる）事業所が実施する障害福祉サービスの種類及び定員は次のとおりとする。

（１）生活介護　　　　　　○○人

（２）自立訓練（機能訓練）○○人

（３）自立訓練（生活訓練）○○人

（４）宿泊型自立訓練　　　○○人

（５）就労移行支援　　　　○○人

（６）就労継続支援Ａ型　　○○人

（７）就労継続支援Ｂ型　　○○人

※該当するサービスについて記入すること。

２　従たる事業所が実施する障害福祉サービスの種類及び定員は次のとおりとする。

（１）生活介護　　　　　　○○人

（２）自立訓練（機能訓練）○○人

（３）自立訓練（生活訓練）○○人

（４）就労移行支援　　　　○○人

（５）就労継続支援Ａ型　　○○人

（６）就労継続支援Ｂ型　　○○人

※従たる事業所がある場合

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第５条　（主たる）事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

　⑴　障害福祉サービス共通

　　一　管理者　１名（常勤１名）

　　　管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

　　二　サービス管理責任者　１名（常勤１名）

サービス管理責任者は、施設ごとに障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行うものとする。

　　三　事務長　１名（常勤１名）

　　　事務長は、庶務及び会計事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

　　四　事務職員　２名（常勤２名）

　　　事務職員は、庶務及び会計に関する業務に従事する。

　　五　栄養士　１名（常勤１名）

栄養士は、献立作成、栄養量計算及び給食記録並びに調理員が行う給食業務全般の支援に従事する。

六　調理員　３名（常勤２名、非常勤１名）

調理員は、調理に従事する。

　⑵　生活介護

　　一　医師　１名（嘱託１名）

医師は、利用者及び職員に対し、定期的及び緊急時の診療及び健康管理を行う。

　　二　看護職員　１名（常勤１人）

看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者、職員の保健衛生管理に従事する。

　　三　理学療法士、作業療法士、機能訓練指導員　１名（常勤１名）

理学療法士、作業療法士、機能訓練指導員は、利用者に対し、機能向上を目的としたリハビリ訓練等の指導管理を行う。

　　四　生活支援員　８名（常勤６名、非常勤２名）

生活支援員は、利用者の生活指導及び生活訓練に関する業務に従事する。

　⑶　自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練

　　一　生活支援員　１名（常勤１名）

　　　生活支援員は、利用者の生活指導及び生活訓練に関する業務に従事する。

　　二　訪問支援員　１名（非常勤１名）

訪問支援員は、利用者の居宅を訪問することにより生活指導及び生活訓練を行う。

　　三　地域移行支援員　１名（非常勤１名）

地域移行支援員は、地域生活へ移行後の住まいに関する情報提供及び地域生活へ移行した利用者の定期的な相談支援等を行う。

２　従たる事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

　⑴　就労移行支援

　　一　生活支援員　１名（非常勤１名）

生活支援員は、利用者の生活指導及び生活訓練に関する業務に従事する。

　　二　職業指導員　１名（常勤１名）

職業指導員は、利用者の職業指導及び職業訓練に関する業務に従事する。

　　三　就労支援員　１名（常勤１名）

就労支援員は、利用者の職業指導、職場開拓及び職場実習、求職活動支援、就労後の職場定着支援に関する業務に従事する。

⑵　就労継続支援Ｂ型

　　一　生活支援員　１名（非常勤１名）

生活支援員は、利用者の生活指導及び生活訓練に関する業務に従事する。

　　二　職業指導員　２名（常勤２名）

職業指導員は、利用者の職業指導及び職業訓練に関する業務に従事する。

　　三　目標工賃達成指導員　１名（非常勤１名）

目標工賃達成指導員は、策定した「工賃向上計画」に掲げた工賃目標の達成に向け、就労内容の改善、就労業務の新規開拓等を行う。

３　前２項の員数については、条例等で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

　⑴　営業日　月曜日から金曜日までとする。

　　ただし、１２月２９日から１月３日までと、国民の祝日を除く。

　⑵　営業時間　午前９時から午後３時までとする。

（障害福祉サービスを提供する主たる障害者）

第７条　事業所において障害福祉サービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

　⑴　身体障害者（身体障害者福祉法（昭和２４年１２月２６日法律２８３号）第４条に規定する身体障害者をいう。）

　⑵　知的障害者（知的障害者福祉法（昭和３５年３月３１日法律第３７号）にいう知的障害者のうち１８歳以上である者をいう。）

　⑶　精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年５月１日法律第１２３号）第５条に規定する精神障害者のうち１８歳以上である者をいう。）

　⑷　難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年１月２５日政令第１０号）で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって１８歳以上である者をいう。）

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、○○市、□□町の全域とする。

（障害福祉サービスの内容）

第９条　障害福祉サービスの内容は以下のとおりとする。

⑴　生活介護

一　食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援（食事は希望者に限る。）

二　軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供

三　前２号を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援

四　その他利用者の支援に関すること。

⑵　就労移行支援

　一　事業所における作業や、企業における職場実習に関する支援

　二　適正に合った職場探しのための支援

　三　就労後の職場定着のための支援

　四　前３号を通じ、適正に合った職場への就労・定着のための支援

　五　その他利用者の支援に関すること

⑶　就労継続支援Ｂ型

　　一　事業所における就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援

二　事業所外における企業実習等、企業内で行う請負作業に関する支援

三　前２号に基づき、知識・能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援

四　その他利用者の支援に関すること

（※事業内容に応じて適宜追加、変更すること。上記（３）二は施設外支援、施設外就労を行う場合の例）

（利用者から受領する費用の額等）

第１０条　障害福祉サービスを提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

２　事業所は、前項の支払を受けるほか、障害福祉サービスにおいて提供する便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

　⑴　食費　○○○円　ただし、各市町村が定める利用者の所得区分により食材料費のみとする場合は、○○○円とする。

　⑵　××に要する費用　実費とする。

３　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

４　第１項及び第２項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証（第１項については受領証）を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとする。

（障害福祉サービスの利用に当たっての留意事項）

第１１条　利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

　⑴　共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。

⑵　火気の取り扱いに注意すること。

⑶　けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

⑷　その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時における対応方法）

第１２条　従業者は、障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかにあらかじめ定めた協力医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（苦情解決）

第１３条　事業所は、その提供した障害福祉サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第１０条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４　事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第１１条第２項の規定により都道府県が行う報告若しくは障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

５　事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第４８条第１項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

６　事業所は、都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第３項から前項までの改善の内容を都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

７　事業所は、社会福祉法（昭和２６年３月２９日法律第４５号）第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

（非常災害対策）

第１４条　事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１５条　事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

⑴　虐待の防止に関する責任者の選定

⑵　成年後見制度の利用支援

⑶　苦情解決体制の整備

⑷　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

⑸　虐待防止委員会の年１回以上の開催

（その他運営についての留意点）

第１６条　事業所は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

⑴　採用時研修　　採用後１ヶ月以内

⑵　継続研修　　　年２回以上

２　事業所は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　事業所は、他の事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならない。

（委任）

第１７条　この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、理事会において定めるものとする。

　　　附　則

　この規程は、令和××年×月×日から施行する。